

(証券コード 1803)
平成27年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目16番1号
清水建設株式会社
取締役社長 宮 本 洋 一

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、2頁に記載のいずれかの方法により、平成27年6月25日（木曜日）午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目16番1号
当社 本店（2階シミズホール）

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

第113期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）における以下の事項

1. 事業報告、連結計算書類及び当社計算書類の内容
2. 会計監査人の連結計算書類及び当社計算書類 監査結果
3. 監査役会の事業報告、当社計算書類、その附属明細書及び連結計算書類 監査結果

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 郵送による議決権の行使について

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時10分までに到着するように、折返しご送付ください。

(2) インターネット等による議決権の行使について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotet.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を平成27年6月25日（木曜日）午後5時10分までにご入力ください。

なお、行使の方法の詳細につきましては、9頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

(3) 議決権の重複行使の取扱いについて

郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。なお、代理人によるご出席の場合は、本人及び代理人の議決権行使書用紙とともに、委任状を会場受付にご提出ください。

◎招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.shimz.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、長期的発展の礎となる財務体質の強化と安定配当を経営の重要な課題と位置付け、業績に裏付けられた配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、中間配当金から1円増配の1株につき4円50銭とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を加えた年間配当金は、1株につき8円となります。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円50銭 総額 3,536,828,429円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 16,700,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 16,700,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおりに変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款第26条（社外取締役との責任限定契約）及び第33条（社外監査役との責任限定契約）の表題及び規定の一部を変更するものであります。なお、第26条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 第19条～第25条 （条文省略） （社外取締役との責任限定契約） 第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	第 4 章 取締役及び取締役会 第19条～第25条 （現行どおり） （ <u>取締役</u> との責任限定契約） 第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
第 5 章 監査役及び監査役会 第27条～第32条 （条文省略） （社外監査役との責任限定契約） 第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	第 5 章 監査役及び監査役会 第27条～第32条 （現行どおり） （ <u>監査役</u> との責任限定契約） 第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第3号議案 取締役11名選任の件

現任取締役7名は、全員本總會終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、経営体制及び経営監督機能の一層の強化を図るため、新たに取締役3名及び社外取締役1名を増員することとし、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	みやもと よう いち 宮 本 洋 一 (昭和22年5月16日生)	昭和46年7月 当社に入社 平成15年6月 執行役員 平成17年6月 常務執行役員 平成18年4月 専務執行役員 平成19年4月 専務執行役員 営業担当 平成19年6月 代表取締役社長 現在に至る	132,607株
2	くろ さわ せい きち 黒 澤 成 吉 (昭和24年3月24日生)	昭和46年4月 当社に入社 平成17年6月 執行役員 平成19年4月 常務執行役員 財務統括、資金部長 平成19年6月 取締役 常務執行役員 財務統括 平成20年4月 取締役 専務執行役員 本社管理部門担当、 財務統括、関係会社担当 平成22年4月 取締役 専務執行役員 本社管理部門担当、 財務担当、人事担当、関係会社担当 平成23年4月 代表取締役副社長 本社管理部門担当、 財務担当、人事担当、関係会社担当、I R担当 平成24年4月 代表取締役副社長 本社管理部門担当、 財務担当、総務担当、関係会社担当、I R担当 平成26年4月 代表取締役副社長 本社管理部門担当、 総務担当、関係会社担当、I R担当 現在に至る	147,898株
3	かき や たつ お 柿 谷 達 雄 (昭和23年6月24日生)	昭和46年4月 当社に入社 平成17年6月 執行役員 平成20年4月 常務執行役員 土木事業本部 土木東京支店長 平成21年4月 専務執行役員 土木事業本部長 平成24年6月 代表取締役副社長 土木担当、土木事業本部長 平成27年4月 代表取締役副社長 土木担当 現在に至る	66,222株

番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	ほし い すずむ 星 井 進 (昭和24年2月16日生)	昭和47年4月 当社に入社 平成14年6月 執行役員 平成16年6月 常務執行役員 建築事業本部 第二営業本部長 平成19年4月 専務執行役員 建築事業本部 営業統括 平成25年4月 専務執行役員 営業担当 平成25年6月 代表取締役副社長 営業担当 現在に至る	44,305株
5	てら だ おさむ 寺 田 修 (昭和28年4月7日生)	昭和52年4月 当社に入社 平成17年6月 執行役員 平成22年4月 常務執行役員 名古屋支店長 平成24年4月 常務執行役員 建築事業本部 東京支店長 平成24年9月 常務執行役員 建築事業本部 副本部長, 建築事業本部 東京支店長 平成25年4月 専務執行役員 建築事業本部 副本部長, 建築事業本部 東京支店長 平成26年4月 専務執行役員 建築事業本部長, 海外担当 平成26年6月 代表取締役副社長 建築担当, 建築事業本部長, 海外担当 現在に至る	28,704株
6	た なか かん じ 田 中 完 治 (昭和26年4月21日生) ※	昭和49年4月 当社に入社 平成19年4月 執行役員 平成24年4月 常務執行役員 関西事業本部 副本部長, 関西事業本部 大阪支店長 平成26年4月 専務執行役員 関西事業本部長, 関西事業本部 大阪支店長 平成27年4月 専務執行役員 関西事業本部長 現在に至る	42,379株
7	いま き とし ゆき 今 木 繁 行 (昭和30年1月3日生) ※	昭和55年4月 当社に入社 平成19年4月 執行役員 平成25年4月 常務執行役員 北陸支店長 平成26年4月 専務執行役員 建築事業本部 副本部長, 建築事業本部 東京支店長 現在に至る	27,083株

番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
8	いの うえ かず ゆき 井 上 和 幸 (昭和31年10月3日生) ※	昭和56年4月 当社に入社 平成25年4月 執行役員 平成26年4月 常務執行役員 名古屋支店長 平成27年4月 専務執行役員 名古屋支店長 現在に至る	13,642株
9	し みず みつ あき 清 水 満 昭 (昭和15年5月21日生)	昭和41年11月 当社取締役 昭和47年5月 常務取締役 昭和50年5月 専務取締役 昭和58年6月 取締役(非常勤) 昭和61年6月 常務取締役 平成11年6月 取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 清水地所株式会社 代表取締役会長	4,000,000株
10	たけ うち よう 竹 内 洋 (昭和24年7月14日生)	昭和48年4月 大蔵省に入省 平成14年7月 財務省 関東財務局長 平成17年8月 財務省 関税局長 平成18年8月 日本政策投資銀行 理事 平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行 取締役常務執行役員 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成26年6月 株式会社プロネクサス 社外監査役(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士(西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業) 株式会社プロネクサス 社外監査役	0株
11	むら かみ あや 村 上 文 (昭和29年8月7日生) ※	昭和52年4月 労働省に入省 平成8年4月 労働省 婦人局 婦人福祉課長 平成10年7月 厚生省 老人保健福祉局 老人福祉振興課長 介護保険制度実施推進本部員 平成13年1月 内閣府 男女共同参画局 推進課長 平成15年8月 厚生労働省 埼玉労働局長 平成18年12月 財団法人21世紀職業財団 専務理事 平成23年4月 帝京大学 法学部法律学科 教授(現任) 現在に至る	0株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者のうち、竹内洋氏及び村上文氏の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 竹内洋氏は、長年にわたり金融行政・企業経営に携わった経験・見識及び弁護士としての専門的知見を有しており、これらを当社経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 村上文氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり労働厚生行政に携わった経験・見識及び大学の法学部教授としての専門的知識・経験を有しており、これらを当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、竹内洋氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、当社が上場する金融商品取引所に届け出ております。また、村上文氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、当社が上場する金融商品取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、竹内洋氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額を限度としており、本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、村上文氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期中に在任した取締役9名（うち社外取締役1名）に対し、総額51,000,000円（うち社外取締役分1,000,000円）の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

以 上

＜インターネット等による議決権行使のご案内＞

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evot.e.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までには取扱いを休止します。）

※「iモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネット等による議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）の午後5時10分まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. インターネット等による議決権行使方法について

- (1) 議決権行使ウェブサイト（<http://www.evot.e.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料、通信料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027 （受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

＜機関投資家の皆様へ＞

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

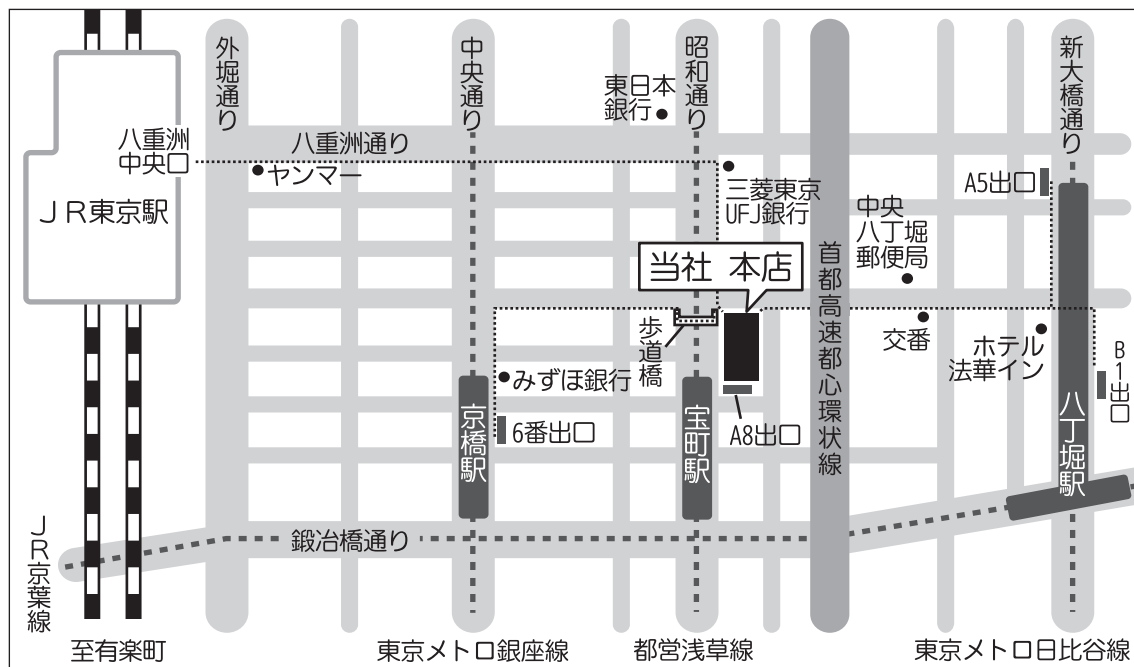
[illegible]

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区京橋二丁目16番1号
 当社 本店（2階シミズホール）
 電話（03）3561-1111（大代表）

交 通	・都 営 浅 草 線……宝 町 駅	A8出口	隣接
	・東京メトロ銀座線……京 橋 駅	6番出口	徒歩約5分
	・J R 各 線……東 京 駅	八重洲中央口	徒歩約10分
	・J R 京 葉 線……八丁堀駅	B1出口	徒歩約10分
	・東京メトロ日比谷線……八丁堀駅	A5出口	徒歩約10分



◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、
 ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

